



地域振興支援事業で おみこしリニューアル 山大夫まつり

10月20日(日)山大夫地区で毎年恒例の『山大夫まつり』が開催されました。

今年は町の地域振興支援補助金を使い『おみこし』を新たに作製。小雨の降る肌寒い天候にもかかわらず、新しくなったおみこしで子どもたちは元気いっぱい練り歩きました。

自分たちでつくり楽しむおまつりは一人ひとりが主催者であり参加者。それぞれに役割をもちながら地域のつながりを楽しんだひとときでした。

町では地域振興支援補助事業の受けつけを11月29日まで行っております。詳しくは役場総務課までお問い合わせください。



町の融資制度・助成制度をご利用ください。

排水設備の設置やトイレなどの改装経費、既存の浄化槽廃止工事は各自の負担になります。これらの接続等に係る経費については、町の融資制度や助成制度が利用できます（利用については供用開始の日から一定の期限があります）。

公共下水道を使用するには

①排水設備の設置が必要です

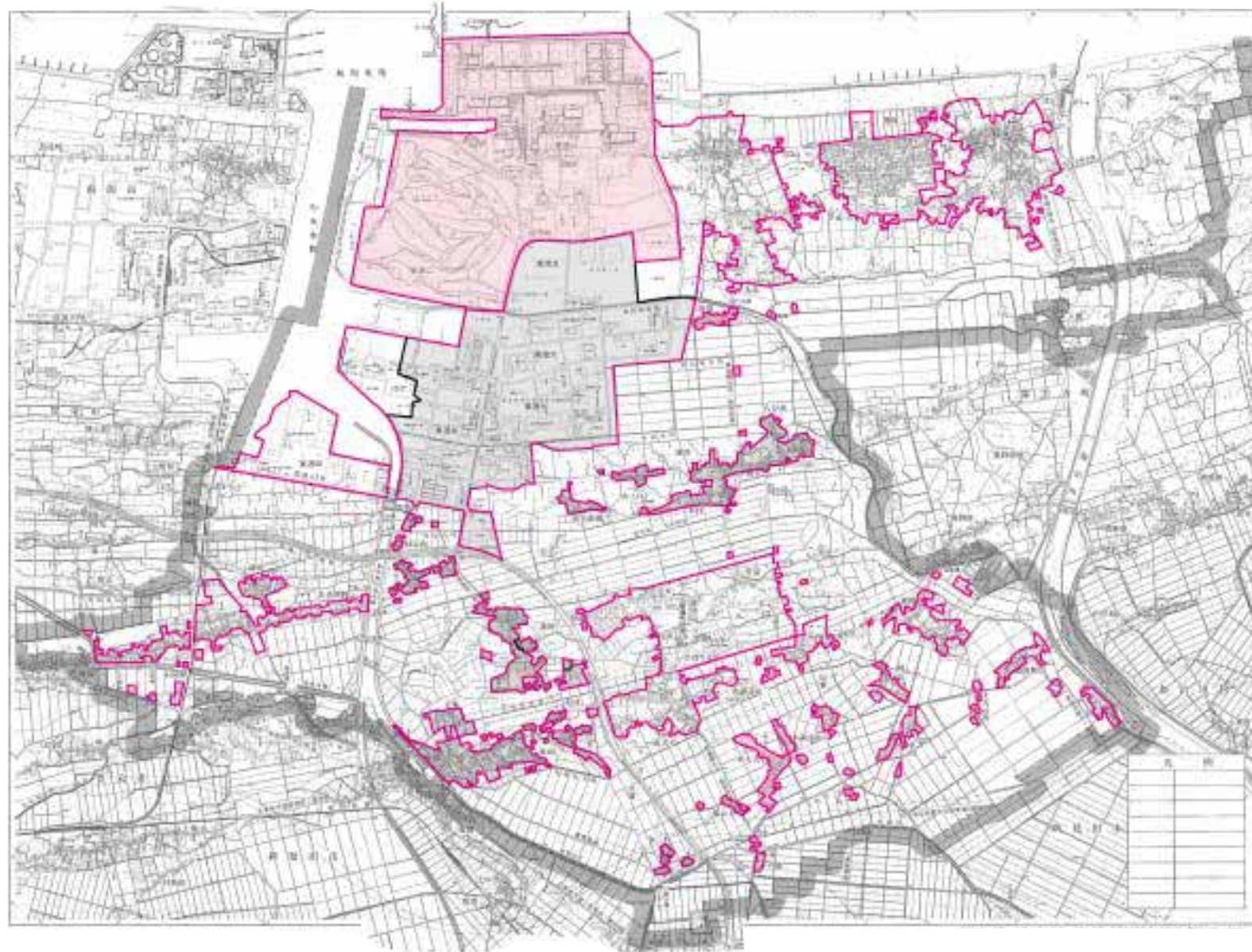
宅地内に設置された公共污水ますに便所、台所、浴室などからの汚水を流し込む排水設備を設置していただきます。設置については町の指定する工事店に工事を依頼してください。

②下水道使用料は

下水道を使用すると、流した汚水の量に応じて下水道使用料を納めていただきます。（基本料金10m³まで1,500円、10m³を超えた場合は1m³につき150円が加算されます。その外、消費税相当額（5%）が別途加算となります。）



公共下水道供用開始の状況図



公共下水道で

住みよいまちづくり

町では、生活環境の改善と公共水域保全のために公共下水道の整備を進めています。

平成12年4月から一部供用開始を行い、現在までの供用開始済区域は391haで全体計画面積1,396haの28%となっており、その区域は左図のとおりとなっています。

この供用開始済区域の方については、排水設備の設置をしていただければ、公共下水道の使用ができます。

生活環境の向上、美しい自然を保護するためにも公共下水道の利用にご協力ください。

下水道事業について詳しくは役場下水道課へお問い合わせください



☎27-2111（代表）
☎27-1966（直通）

	供用開始済区域	（一般区域）杉谷内、蓮野、甚兵ヱ橋、外畑、二本松、正庵、八幡、山三賀、本三賀、東山、蓮湯と本大夫の一部 （東港区域）東港6・7丁目と東港2・3・5丁目の一部
	平成15年4月 供用開始予定区域	（一般区域）蓮湯新田、本大夫と本諏訪山、山倉の一部 （東港区域）東港位守町、東港1丁目と東港2・5丁目の一部
	下水道整備計画区域	

電気自動車と
天然ガス車も
展示します！



あしもとから 町(せいらう)の 環境を見つめ なおそう！

環境シンポジウムを
開催します

環境シンポジウム

と き **11月10日(日)**
午前10時から午後3時
(基調講演・パネル討論は午後1時から行います。)

ところ **聖籠中学校**
(多目的ホール)

内 容

総合地球環境研究所助教授吉岡崇仁さんによる基調講演と、町の環境がどうすればより良いものになるのか、渡邊町長をはじめとするパネリストのみなさんに討論していただきます。さらに、シンポジウムの趣旨にご賛同いただいた町内の事業者による環境保全活動等に関するパネル展示を行います。町が循環バスとして新しく購入した天然ガス車や事業者が所有する電気自動車の展示も行います。

【参加者】

基調講演：吉岡崇仁さん
(総合地球環境研究所助教授)

パネル討論：

コーディネーター 本間善夫さん(新潟県立女子短期大学助教授)

パネリスト

渡邊廣吉(聖籠町長)

手嶋京子さん

(消費者代表・地球温暖化防止活動推進員)

奥山好寛さん

(事業者代表・東北電力㈱東新潟火力発電所環境課長)

駒沢一男さん(農業者代表)

二宮貞夫さん

(専門家・聖籠町誌編さん委員会委員長)

風間辰夫さん

(専門家・日本鳥類保護連盟専門委員)

環境問題という言葉をよく耳にします。テレビや新聞などでも環境問題の深刻化が言われています。でも、町の環境ってそんなに悪くないのでは？

確かに、今の町の環境は、大気質の監視や事業者との環境保全協定の締結により、概ね良好な状態に保たれ、深刻な公害問題など発生していない状況にあ

ります。しかしながら、野焼きの問題やごみの不法投棄の発生、住宅地や道路、水路など私達の生活に無くてはならないものの整備の影で、アカマツ林に代表された聖籠の森やたくさんいた魚やホタルなどの小動物が姿を消していつているのも事実です。このような状況を踏まえ、町では、町の環境を守り育てるた

め「聖籠町環境基本計画」の策定と、町自らが率先して環境保全への取り組みを進めるための「実行(率先・地球温暖化防止計画)」の策定とISO14001の認証取得を進めています。町の環境をよりよいものにするために私達はどうすればよいのか。ぜひ一緒に考えましょう！

まちの環境について 一緒に考えましょう

問い合わせ 役場生活環境課 ☎27-2111 (代表)

プラスチック類ごみの 分別収集実施

12月1日からモデル回収

現在、町ではペットボトル、牛乳パック、ガラスびん、アルミ缶、古紙、食品トレイの分別回収を行っています。これに加え、平成15年4月からプラスチック類容器包装の分別回収を計画しています。

プラスチック類容器包装の分別収集は他の市町村での事例も少なく、量や回収方法が確立されていません。このため、様々な方法で試行して地域にあった出し方を検討するため、7集落を対象に「モデル収集」を行います。モデルに指定された集落の皆さんのご協力をお願いいたします。

【対象品目】

プラスチック類容器包装のマークの入っているもの

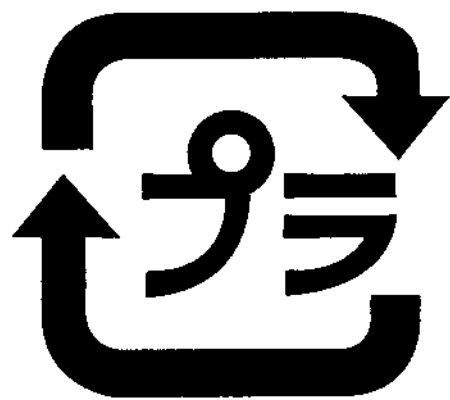
【モデル回収期間】

平成14年12月1日から平成15年3月末までの期間

【モデル収集対象集落】

- ・真野集落
- ・二本松集落
- ・苔沼集落
- ・八幡集落
- ・ひばりが丘集落
- ・旭ヶ丘集落
- ・網代浜集落

対象集落には11月中に説明会を開催します。



捨てる前に確認
上のマークはプラス
チック類ごみ。分別収
集の対象になります

プラスチック類ごみには次のようなものがあります。

- レジ袋
- たまごパックや豆腐パックなどの容器類
- アイスやプリンなどのカップ類
- カップ麺や納豆のカップなどの発砲スチロール類
- お菓子やラーメンの袋などのポリ袋類
- 乾電池・たばこなどの包装用フィルム類
- 洗剤などのボトル類
- ペットボトルのキャップ類

※汚れたものは洗って乾かしてから出します

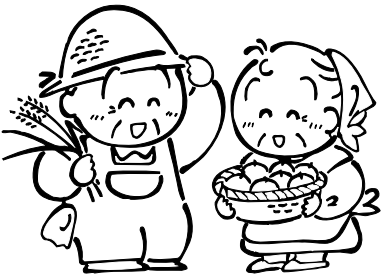


登録農薬の適正使用を徹底しましょう

農薬の購入、使用に当たっては以下を参考に、改めて適正な安全使用をお願いします。

- 1 「登録農薬」を購入し、使用する。
 - 購入の際は、必ず「**農薬登録番号**」を確認してから購入してください。
 - 登録農薬には、必ず、登録番号「**農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号**」の表示と有効成分、適用作物、適用病害虫ほか、製品内容、使用、安全に関する表示ラベルが付いています。
- 2 「まぎらわしい薬剤」「あやしい薬剤」は購入しない、使用しない。
 - 「**登録番号**」のない**薬剤**は、すべて農作物に使用してはいけ**ない無登録の薬剤**です。
(普通物・同一成分の**薬剤**であっても、「登録番号」がなければ、使用してはいけません。)
- 3 「登録失効農薬」は使用しない。
 - **登録失効農薬も、登録失効時点で無登録農薬に該当します**ので、ただちに、**農作物への使用を中止してください**。
 - 使用できなくなった農薬は、産業廃棄物に該当するため、個人での勝手な焼却や投棄は、廃棄物処理法により禁止されています。
登録失効農薬は、メーカーや農協・販売店の実施する回収処理や、産業廃棄物処理業者への委託処理としてください。

お問い合わせ先
下越農政事務所
☎0254-26-9148



【登録農薬の表示例】

農林水産省登録 第〇〇〇〇〇号
成分：△△△△△△△△・・・15%
 ××××××××・・・85%
性状：□□□□□□□□
適用病害虫と使用方法

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用時期	使用回数	使用方法

△ 効果・薬害等の注意
△ 安全使用上の注意



このたび、聖籠町においても、無登録農薬の使用が確認され、農産物の信用が失墜し、販売にも大きな影響を及ぼしました。この問題は産地の存続に関わる極めて重要な問題となっています。

消費者の信用が第一の農産物。町の農業を守るためにも登録農薬の適正使用を徹底してください。

聖籠町の農業の
未来を守るため
登録農薬の適正使用を
徹底しましょう

障害者への福祉サービス制度が変わります

～障害のある方がいきいきと生活できる社会に向けて～

お問い合わせ
保健福祉課 ☎27-6511

福祉サービス利用制度 **支援費制度** がはじまります

平成15年4月スタート **申請受付中です**

Q 現在施設に入所している障害者についてはどうすればよいのでしょうか

A 継続して入所するためには、支援費の支給決定を受ける必要があります。
ただし、平成15年4月において障害者が入所している施設については、知事の指定があったものとみなされ、当該障害者（措置制度による入所者）についても、1年間は支給決定を受けた者とみなされます。

Q いままで受けていたサービスが低下することはありませんか

A サービス量の問題については、基本的には現行の措置制度と同様に市町村において十分に配慮されるため、その低下が懸念されることはありません。
また質についても事業者、施設間で競争の原理が働き、それを利用者が直接選択することで利用者本位のサービス提供が期待できます。

Q 支援費制度に移行することにより、重度の障害者などが施設を利用できなくなることはありませんか

A 施設・事業者の指定基準において、正当な理由がない限り利用の申込みを拒否できないことや、市町村のあっせん又は調整等に協力することの規定を設けています。したがって、重度の障害者などがサービスを利用できなくなるということはありません。

Q 支援費制度に移行することにより、現行制度よりも負担額が増えることにはなりませんか

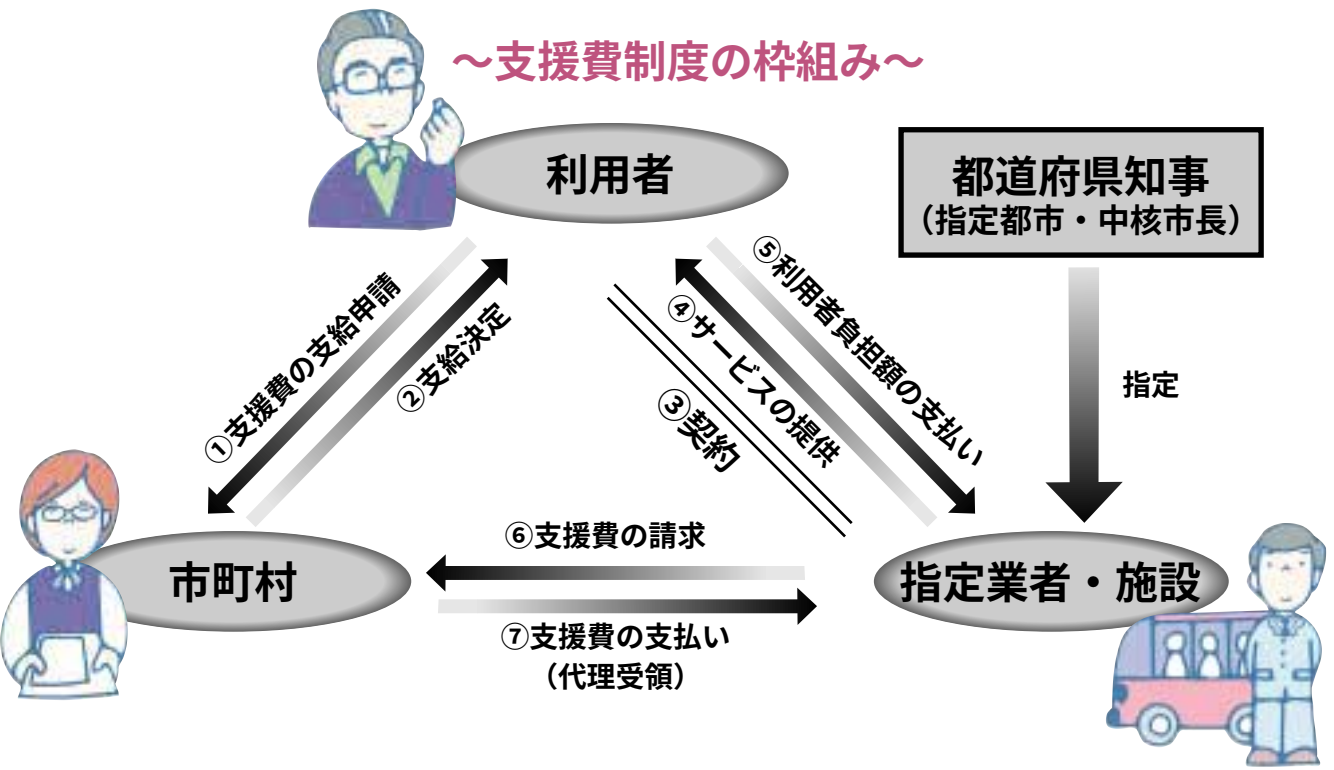
A 支援費制度においては、利用者負担額については本人または扶養義務者の負担能力に応じて定められます。その際、利用者の負担が著しく増加することのないよう配慮し、設定することとしています。

平成15年度から、身体障害者（児）および知的障害者（児）の福祉サービスの利用に関して、これまでのように行政がサービス内容を決定する措置制度から、利用者本位の考えに立つ新しい仕組み **支援費制度** に移行することになりました。
この新しい制度では、利用者である障害のある人が、事業者との対等な関係にもとづき、自らサービス提供者を自由に選択し、契約によってサービスを利用することとなります。
これにより、障害のある人の個人としての尊厳を重視した21世紀にふさわしい福祉サービスの利用制度となることを目指しています。

●支援費制度の対象となるサービス

- ◆**居宅サービス**
ホームヘルプサービス
デイサービス
ショートステイ
グループホーム
- ◆**施設サービス**
更生施設
療護施設
授産施設
通勤寮

※支援費制度へ移行するのは、上記サービスのみで、それ以外のサービスについては従来通りに行われます。



知って安心 住宅の税金 「やさしい税金講座」開催

家をたてたら、「思いがけない税金」でびっくりしたという話を聞いたことはありませんか？

住宅は、一生で一番高い買い物のひとつと言われていますが、住宅を建てる前にどの程度の税金がかかるかを知っていれば、節税効果で将来設計も安心です。そうしたことから、「やさしい税金講座」を開催します。

これから住宅を建てる予定の方や建てている方、また、住宅の税金に興味のある方はこの講座にぜひご参加ください。お待ちしております。

☐ 11月19日(火) 午後7時から

☐ 聖籠町市民会館

☐ 「木造家屋の評価と税金について」

参加費 無料

主催 聖籠町租税教育推進協議会

説明者 聖籠町税務課職員

その他

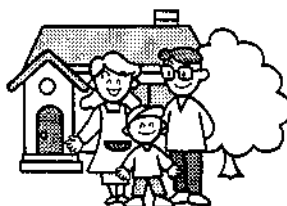
●筆記用具を持参ください

●参加希望者は、直接会場においでください。

ただし、先着50名様とさせていただきます。

☐ 役場税務課

☎ 27-1956 (直通)



INFORMATION

おしらせ

お問い合わせ先

町役場	☎ 27-2111
町民会館	☎ 27-2121
図書館	☎ 27-6166
保健福祉センター	☎ 27-6511
診療所	☎ 27-1234
水道課	☎ 27-5141

INFORMATION

11月の行事

《保健福祉事業》

ところ 保健福祉センター

◆心配ごと相談

6日、20日

(各日とも午後1時～4時)

◆弁護士相談

11月14日(木)、28日(木)

午後1時～(要予約)

◆行政相談(毎月第2火曜日)

12日(火) 午前9時30分～11時

◆乳幼児健康診査・各種学級

○親子歯科健診

11日(月) 午後1時30分～

○妊婦学級(前期)

14日(木) 午前9時30分～

○育児相談会

18日(月) 午前10時～11時

○育児学級

20日(水) 午後1時30分～

○3歳児健康診査

28日(木) 午後1時30分～

○乳児健康診査

29日(金) 午後1時30分～

◆各種予防接種

○麻しん予防接種(未接種)

6日(水) 午後1時40分～

○風しん予防接種(未接種)

7日(木) 午後1時40分～

○三種混合予防接種

21日(木) 午後1時40分～

アップコミュニケーションパーティー2002

〈ちょっと早めのクリスマス編〉

11/30 SAT 18:30開始
20:30終了

新潟市 万代シルバーホテル(万代の間)

食事とゲームを楽しみながらのフリータイム。
ここでの出会いを大切にしてお洒落なクリスマス
を迎えましょう。

参加料金

男性5,250円、女性2,100円

※女性に限り3名同時申込で5,250円

定員 男性60名 女性60名

●参加資格

男性：新発田地域(新発田市、中条町、紫雲寺町、豊浦町、加治川村、黒川村)、岩船地域、豊栄市在住の20歳以上の独身者

女性：20歳以上の独身者

●問い合わせ・申し込み

☐ FM-NIIGATA イベントデスク

☎ 025-270-2775

追
加
募
集

町長の動向

(主なものを抜粋)

11月

3日・循環バス発車式

・文化祭開祭式

5日・北陸地区港湾整備促進
東京大会(7日まで)

8日・榊聖籠の杜取締役会

10日・環境シンポジウム

14日・全国難読サミット
(16日まで)

19日・長寿文化研修会

20日・連湯老人クラブ敬老会

22日・聖籠町民生委員協議会
研修会

25日・全国町村長大会
(28日まで)

29日・除雪対策協議会



☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☐申し込み ☐問い合わせ

自衛隊生徒 (陸・海・空) 募集!

防衛庁では、下記の内容で「自衛隊生徒」の募集を実施します。皆さんチャレンジしてみませんか!

【受付期間】

平成14年11月5日(火)から
平成15年1月7日(火)

【応募資格】

日本国籍を有し、平成15年4月1日現在、15歳以上17歳未満(昭和61年4月2日から昭和63年4月1日までの間に生まれた者)の男子。

【第一次試験】

平成15年1月11日(土)
☑ 自衛隊新発田募集事務所
〒957-0054 新発田市本町2-1-2
☎ 26-5619

特別養護老人ホーム ほうせい園 パート介護職員募集

【募集人員】 5名

【資格要件】

ヘルパー2級以上、生活介助などの業務に熱意があり
平成14年12月1日から勤務可能な人

【勤務時間】 午前10時～午後4時

【申込受付期間】

11月1日(金)～11月13日(水)まで(土日祝日除く)
受付時間は午前8時30分～午後5時30分

【応募提出書類】

履歴書をほうせい園まで提出

【試験日時・会場】

11月17日(日) 午前10時～
特別養護老人ホームほうせい園

【試験方法】 面接試験

☑ 特別養護老人ホーム「ほうせい園」(豊栄市葛塚字正尺618)
☎ 025-387-0900

行政書士による無料相談会

☑ 11月5日(火) 18日(月)

12月2日(月) 16日(月)

いずれも午前11時～午後1時

☑ 聖籠町役場1階住民相談室

☑ 農地転用の手続き、遺言相続

相談、内容証明作成、年金等の

書類手続きなど生活上での行

政手続きについて無料で相談

【相談者】 新潟行政手続サポート

センターの行政書士

☑ 新潟行政手続サポートセンター

☎ 025-274-6944

ごみ半減 県民大会

☑ 11月17日(日)

午後1時～5時

独身女性参加者募集 自衛隊ふれあいパーティー

☑ 12月1日

午後4時～6時

☑ 新発田ベルナール

☑ 独身女性

会費 3,000円

申込方法

ハガキまたは電話でお申し込みください。後日案内状を郵送します。(定員50名になり次第締切)

☑ ☑ 陸上自衛隊新発田駐屯地曹友会事務局(新発田市大手町6-4-16)

☎ 22-3151

☑ 新潟市民芸術文化会館

☑ 講演(漫画家赤星たまこさん・

ごみを出さないくらしのコツ

公開討論会など

入場無料・事前申込必要

☑ 新潟県県民生活課

☎ 025-280-5135

大学生・社会人のための 冬期海外派遣参加者募集

文部科学省所管の財団国際青年

研修修協会では青年(18歳以上

対象に海外での『生活文化体

験・ホームステイ』事業の参加

者を募集しています。詳しくは

お問い合わせください。

☑ 財団国際青年研修協会

☎ 03-33359-8421

☎ <http://www.ksk.or.jp>

手続きを忘れずに 幼児医療費助成

町では、1歳から6歳まで

の小学校入学前まで、医療費

の一部を助成しています。11

月で1歳を迎えるお子さんの

保護者の皆さんは、11月中に

手続きをしていただくことにな

ります。

手続き方法は次の通りです。

◎平成13年11月生の方

手続きに必要なもの

①印鑑 ②保険証

手続き場所

保健福祉センター内 保健

福祉課 幼児医療担当

なお、この手続きを済ませ

ないと医療費助成を受けられ

ない場合があります。

☑日時 ☑会場 ☑内容 ☑対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

税務課からのお知らせ

☎ 役場 税務課

☎ 27-1956 (直通)

平成14年分

年末調整説明会開催のお知らせ

新発田税務署では、平成14年分年末調整説明会を下記のとおり開催します。

ここでは、年末調整の基本的な仕組みや手続き、年末調整関係の改正事項などの説明があります。

開催日	開催時刻	説明会場	対象地域
11月19日(火)	午前10時00分	(水原) 水原町保健センター	水原町 笹神村
	午後2時00分		安田町 京ヶ瀬村
11月26日(火)	午後2時00分	(中条町) 中条町産業文化会館	中条町 黒川村 加治川村
11月29日(金)	午前10時00分	(聖籠町) 聖籠町町民会館	豊栄市 聖籠町 紫雲寺町 豊浦町
	午後2時00分		新発田市

●対象地域で都合がつかない場合は、他会場での出席も可能です。

●☎ 新発田税務署 ☎22-3161

税金の質問にお答えします

Q 私は平成11年から2年かけて自分で（日曜大工）木造の車庫15坪を建築しました。建築費用は諸材料費一式で50万円ほど（うち、電気工事費10万円は業者委託）かかりましたが、町の固定資産税評価額が100万円とされました。固定資産税の価格は「適正な時価」となっているのに、2倍もの評価は不当ではないでしょうか。

A 固定資産税の価格は、「適正な時価」ですが、木造建物の場合には総務省が示した「木造家屋評点基準表」を用いて評価をしたものが課税上の適正な時価としています。これは、完成した建物の実際の取引価格でなく、正常な条件下での取引価格に近いものとして評価します。このため、実際の取引費用よりも高かったり、低かったりする場合があります。

極端な例ですが、新築家屋（未評価）を無償でもらった場合でも、これにより評価をして課税します。

農家の皆さん 農業所得申告準備はどうですか？

● 農業収入400万円以上の方は必ず収支計算で申告を・・・

14年中の農業収入が400万円以上の方は、収入・支出の明細を記帳した内容で申告しなければなりません。（収入400万円未満～300万円の方もなるべくこの申告をお願いします。）

農業所得＝収入金額－経費金額

※所得が赤字（－）の場合は他の所得と損益通算ができます。

● 農業収入400万円未満の方は・・・

農業所得は税法上、他の事業所得と同じ扱いで収支計算が原則となっていますが、収入400万円未満で収支によりがたい方に限り、当分の間収入に経費率をかけた経費目安割合方式で申告できます。

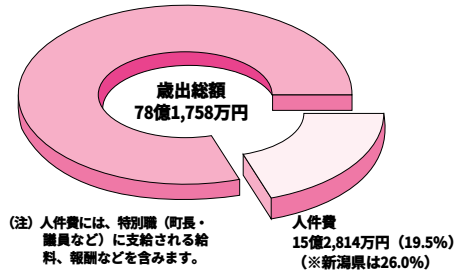
農業所得＝収入金額×（1－経費目安割合）

※この申告は必ず黒字（＋）となり、他の所得があれば合算されます。

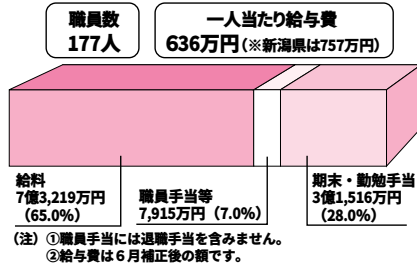
※収入が400万円未満の方には、12月下旬に町から「収入金のおたずね」を郵送しますので、期限までに税務課に返送してください。

聖籠町職員の給与等を公開します

1. 平成13年度人件費の状況（普通会計決算）



2. 職員給与費の状況（平成14年度普通会計予算）



3. 一般行政職の初任給の状況（平成14年4月1日現在）（単位：円）

区 分	聖 籠 町		新 潟 県	
	初任給	採用2年後	初任給	採用2年後
大学卒	174,400	188,900	181,400	195,000
高校卒	141,900	151,800	146,500	157,700

4. 普通会計職員の平均給料月額及び平均年齢の状況（平成13年4月1日現在）（単位：円、歳）

区 分	聖 籠 町		新 潟 県	
	平均給料月額	平均年齢	平均給料月額	平均年齢
一般行政職	344,792	42.1	365,953	42.7
技能労務職	318,457	49.1	339,900	45.4

5. 一般行政職の級別職員数の状況（平成14年4月1日現在）（単位：人、%）

区 分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	計
標準的な職務内容	主事補	主事	主事	主任	主任	係長 主幹	補佐	課長 参事	
職員数	0	9	22	26	43	22	15	18	155
構成比	0.0	5.8	14.2	16.8	27.7	14.2	9.7	11.6	100
参考 1年前の 構成比	0.0	7.5	16.4	17.0	25.1	14.5	8.8	10.7	100

（注）① 聖籠町の給与と条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
② 標準的な内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

6. 昇給期間短縮の状況（単位：人、%）

区 分		合 計	一般行政職	技能労務職
13年度	職 員 数 (A)	180	159	21
	普通昇給期間（12～24月） を短縮して昇給した職員数 (B)	28	27	1
	比 率 (B)／(A)	15.6	17.0	4.8
12年度	職 員 数 (A)	183	161	22
	普通昇給期間（12～24月） を短縮して昇給した職員数 (B)	27	27	0
	比 率 (B)／(A)	14.8	16.8	0.0

特別職の給料・報酬等の状況（平成14年4月1日現在）

区 分		給料等月額	期 末 手 当	
給 料	町 長	806,000円	(平成13年度支給割合)	
	助 役	645,000円		
	収 入 役	605,000円	6 月期	1.45月分
報 酬	議 長	291,000円	12月期	1.55月分
	副 議 長	234,000円	3 月期	0.55月分
	議 員	210,000円	計	3.55月分

7. 職員手当の状況（平成13年度）

区 分	聖 籠 町		国・県	
期 末・ 勤勉手当 (支給割合)	・ 6 月期 ・ 12月期 ・ 3 月期 計	期末手当 1.45月分 1.55月分 0.55月分 3.55月分	勤勉手当 0.60月分 0.55月分 — 1.15月分	同じ
	職制上の段階、職務の級等による加算措置 有			
退職手当	・ 勤続20年 ・ 勤続25年 ・ 勤続35年 ・ 最高限度額 ・ 加算措置	自己都合 21.00月分 33.75月分 47.50月分 60.00月分 定年前早期退職の場合は 1 年	勸奨・定年 28.875月分 44.550月分 62.700月分 62.700月分 につき 2 %加算 (20%限度)	同じ
	・ 退職時の 特別昇給 ・ 1 人当たり 平均支給額	原則 1 号給。勸奨退職の 場合は 1 号給加算 自己都合 勸 奨 定 年 —千円 —千円 26,602千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、13年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

特殊勤務 手 当 (平成13年度)	区 分	全職種
	職員全体に占める 手当支給職員の割合 支給対象職員 1人当たり平均支給年額 手当種類 (手当数)	13.9% 7,092円 9種類
時 間 外 勤 務 手 当	代表的な 手当の名称	支給額の多い手当 多くの職員に支給 されている手当 税徴収手当 税徴収手当 用地交渉手当

時 間 外 勤 務 手 当	平成13年度	支 給 総 額	24,869千円
	平成12年度	職員1人当たり支給年額 支 給 総 額	138千円 28,646千円 職員1人当たり支給年額 156千円

区 分	内 容	国・県
扶養手当	○配偶者 16,000円 ○配偶者以外の扶養親族のうち2人まで 各6,000円 ○扶養親族でない配偶者を有する職員の扶養親族 1人目 6,500円 (配偶者のない職員は扶養親族のうち 1人のみ 11,000円) ○その他の扶養親族 1人につき 3,000円 ○満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 1人につき 5,000円加算	同じ
住居手当	○借家・借間 月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給 ○自宅 月額 1,000円。ただし、住宅を新築・購入した場合 5年間は 2,500円	同じ
通勤手当	○交通機関等利用者 負担している運賃の額に応じて最高50,000円まで支給 ○交通用具（自動車等）使用者 片道の使用距離に応じて 2,000円（2km以上 5km未満）から最高20,900円（40km以上）まで支給する。	同じ

8. 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在）

区 分	職 員 数	対前年増減数	主な増減理由			
部 門	平成12年	平成13年	平成14年	平成14年		
一 般 行 政 部 門	議 会	3	3	3	0	
	総務企画	32	29	26	△3	事務の統廃合
	税 務	9	10	9	△1	事務の統廃合
	民 生	36	33	32	△1	事務の統廃合
	衛 生	13	12	12	0	
	農林水産	13	12	13	1	事務の移管
	商 工	3	3	3	0	
	土 木	19	22	13	△9	下水道事業を会計移動
	小 計	128	124	111	△13	
	教 育	66	67	66	△1	事務の統廃合
特 別 行 政 部 門	小 計	66	67	66	△1	
	普通会計合計	194	191	177	△14	
	水 道	4	4	4	0	
	そ の 他	11	13	25	12	下水道事業の会計移動等
	小 計	15	17	29	12	
合 計	209	208	206	△2		

（注）職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者・派遣職員などを含み、臨時又は非常勤職員を除いています。

新潟大学法律相談部 無料法律相談会

12月8日(日)

午前10時～午後5時

新潟大学五十嵐キャンパス法文棟
係争中（裁判中、調停中）の事件を除く民事事件（賃貸借、離婚、相続など）

※予約が必要（予約受付は11月23日～25日午後1時から午後7時まで電話にて受付）

025-263-7493

025-263-6623

（新潟大学法律相談部）

均衡処遇 パートが活きる 企業が伸びる

パートタイム労働旬間 11月1日～10日

パートタイマー、アルバイトなど短い時間働く労働者であっても、正社員と同じように労働基準法などの労働関係法令が適用されます。安心していきいきと働けるよう、あなたを取り巻く法律や制度について正確な知識を身につけましょう。

新潟労働局雇用均等室

025-234-5928

<http://www.niigata-roudoukyoku.go.jp/>

パートタイム労働相談

相談受付 月～金

午前9時30分～午後4時30分

来所・電話・FAXで受付

●働く前の不安、職場での悩み、保険や税金に関する疑問

●雇用管理規則についてパートで働いている方、これから働きたい方、雇用している事業主の方、どんな事でもお気軽にご相談ください。

新潟21世紀職業財団新潟事務所（新潟市東大通）

025-249-5660

つらい時のための応急手当 普通救命講習会の開催

11月24日(日) 午後1時～4時

中条町中央公民館

心肺蘇生法及び止血法等

（講習時間3時間）

受講受付

11月1日～11月20日

新潟県地域広域消防本部

（新潟市市東町1-8-31）

022-9073

パステルクッキング

◆ちょっとお先にクリスマスシェ

フの味

11月26日(火)

午前10時～午後1時30分

東北電力新発田営業所

会費 二千元

定員 24名

申込締切 11月19日(火)

電力ライフクリエイティブ

0120-105599

県立自然科学館催し物案内

◆星空ウォッチング

11月7日(木)

午後7時～9時

申込者210名（電話申込必要）

要

望遠鏡などを使って土星などを観察

◆高速船を走らせよう

11月10日(日)

①午後1時～ ②午後2時～

③午後3時～

小学生各回24名

ボール紙を使って、床の上を飛ぶように進む高速船を作製

（サイエンスボランティアによる）

料金 入館料のほかに50円

◆からくりの世界

11月17日(日)

①午後1時～ ②午後3時～

入館者40名（各回先着）

茶運び人形などのからくり人形の実演

◆分光器で虹をみよう

11月17日(日)

①午後1時～ ②午後2時～

③午後3時～

入館者各回24名

手作りの分光器でいろいろな光を見てみよう（サイエンスボランティアによる）

料金 入館料のほかに100円

◆県立自然科学館

025-283-3331

消す心 置いてください 火のそばに

秋季全国火災予防運動 11月9日～15日

住宅防火・いのちを守る7つのポイント

【3つの習慣】

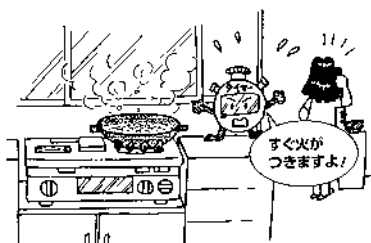
- 寝たばこは絶対やめる。
- ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す。

【4つの対策】

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐために、防災製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣り近所の協力体制をつくる。

新潟県広域消防本部防災課

022-8096



日 時 会 場 内 容 対 象 申 込 問 合 せ

9

月の届出

げんきなよいこ

出生

赤ちゃん	保護者	誕生日	行政区
百 恵さん	(真田 利靖)	8.21	藤 寄
優 姫さん	(酒井 直樹)	8.26	東 山
賢 人くん	(高橋 嘉行)	9. 2	稲 の 平
美 月さん	(池田 徹)	9. 3	苔 沼
真 帆さん	(白崎 雅佳)	9. 4	山 大夫
陸 くん	(五十嵐直人)	9. 7	蓮 潟
結 さん	(近藤 博靖)	9.10	四 ツ 屋
真 央さん	(出戸 康一)	9.13	八 幡
朝 陽くん	(大内 剛)	9.14	ひばりが丘
琉 太くん	(小田切貫志)	9.15	二 本 松
莉 奈さん	(河上 博)	9.16	網 代 浜
葵 さん	(神田 毅)	9.18	蓮 潟
虎 我くん	(市村 光義)	9.26	亀 塚

幸せ多い人生を

婚姻

新郎・新婦	届出日	行政区
伊 関 務さん (佐久間) 真理子さん	9. 2	桃 山
野 沢 幸さん (佐藤) 恵さん	9. 4	網 代 浜
遠 藤 正 人さん ボルショヴァ メリンダさん	9.11	藤 寄
細 貝 寿 人さん (高橋) 矢寿子さん	9.22	亀 塚
大 澤 辰 巳さん (藤井) 絵里子さん	9.28	蓮潟新田
斎 藤 央 さん (藤嶋) はるみさん	9.29	蓮 潟
阿 部 政 生 さん (松田) 緑 子 さん	9.30	亀 塚

ごめいふくをお祈りします

死亡

氏 名	年 齢	死亡日	行政区
高 橋 シ ケさん	(88歳)	9. 9	網 代 浜
長谷川 伝三郎さん	(92歳)	9.14	上大谷内

(注1) 広報に載せてほしくない方は、町民課窓口で手続きの際、その旨お話しください。
(☎27-2111 内線112 町民サービス係)

(注2) 渡邊さんの「邊」という文字など略して掲載しています。戸籍に記載されている正確な氏名と多少異なる場合があります。ご了承ください。

高齢者と家族のよろず相談

新潟県高齢者総合相談センターでは、お年寄りやその家族の方々が抱える悩みごとや、心配ごとの相談を無料でお受けしています。

10月、11月の相談日程は次のとおりです。

【相談電話】

025-285-4165

相談の種類	相談時間	11月	12月
よろず相談	毎週月曜日から金曜日 9:00～17:00まで (土日祝日・年末年始は除く)		
専門相談（予め予約が必要です）			
法 律	13:30～16:00	11、18、25、 28	2、 9、16、 26
医 療	13:30～15:30	6	4
痴 呆	14:00～16:00	20	18
公的年金、保険	13:30～15:30	5	3
税 金	10:00～12:00	8	13
健康、介護	10:00～16:00	14	12

入札結果

(9月9日～10月8日)

工事(件)名	契約額(円)	業 者 名	完成期限
保健福祉センター消雪パイプ延長工事	1,470,000	(株)カトウ工業	H14.10. 8
舗第4号 中の橋真野線道路舗装工事	1,890,000	本間道路(株) 下越営業所	H14.11. 7
公下工第34号 大夫185-1号管渠整備工事	8,452,500	(株)市川組	H14.12.29
特下工第10号 本三賀第2マンホールポンプ設置工事	6,825,000	不調により随意契約 新明和工業(株) 新潟営業所	H14.12. 9
特下委第1号 管渠実施設計業務委託	11,760,000	オリジナル設計(株) 新潟事務所	H15. 3.19
公下委第1号 管渠実施設計業務委託	21,840,000	オリジナル設計(株) 新潟事務所	H15. 3.19
公下委第21号 管渠実施設計業務委託	10,815,000	株開発技術コンサルタント	H15. 3.19
消第2号 山倉苔沼線消雪パイプ工事	15,540,000	曾根建(株)	H14.12.25
消第4号 次第浜村中1号線消雪パイプ工事	18,900,000	(株)丸昭工務店	H14.12.25
公下工第30号 杉谷内304号管渠整備工事	7,560,000	曾根建(株)	H15. 3.15
公下工第2号 杉谷内303号管渠整備工事	7,192,500	曾根建(株)	H15. 3.15
特下工第4号 本三賀246号管渠整備工事	26,250,000	(株)丸昭工務店	H15. 3.15
改第14号 聖籠中学校線道路改良工事	2,887,500	(有)協雄重機	H14.10. 6
路第2号 追分三賀線道路路線測量業務委託	2,982,000	(株)岩測設計	H15. 3.23
路第6号 二本松山大夫線道路路線測量業務委託	2,887,500	大矢測量(株)	H15. 3.23
用第1号 桃山鷹山線道路用地測量業務委託	1,417,500	(株)聖測コンサルタント	H14.11.18
改第13号 山倉苔沼線道路改良工事	7,245,000	(有)樋口建設	H14.12.26
高速道路バス停関連駐車場整備工事	13,440,000	曾根建(株)	H15. 1.10
聖籠町循環バス停留所表示板購入	2,257,500	不調により随意契約 (有)いろは舎	H14.11. 1

☐日時 ☐会場 ☐内容 ☐対象 ☑申し込み ☑問い合わせ

交通安全条例制定一周年記念と町の交通安全を願い

飲酒運転追放・交通死亡事故抑止推進大会を開催（9月16日）

聖籠町交通安全条例制定一周年と多発する交通死亡事故の抑止・飲酒運転等悪質な交通違反の追放を願い、9月16日町民会館にて「飲酒運転追放・交通死亡事故抑止推進大会」が開催されました。大会は新発田警察署、新発田地区交通安全協会、町の交通安全団体などの協力のもと、町民や事業所の方々から多くの参加をいただき、盛大に開催されました。

当日は、県警察本部の中西交通部長の交通安全基調講演や交通安全意識の高揚を目

的に小学生以上の町民と事業所に募集して出展された交通安全標語（600作品以上）の中から、優良標語に選出された18名の方々による標語の朗読、新成人の男女による交通安全宣言などの内容で進められました。

この大会を通じて、主催者側、参加者共に人命がなにもにもかえがたい尊いものであることをあらためて自覚し、交通事故が人の力で避けることができるものであることの認識を深め合い、交通安全を誓いました。



交通安全優良標語（敬称略）

※入選された標語は町の交通安全啓発用看板などに活用させていただきます。

- 『お願いです やめてください スピード違反』
（蓮野小学校四年）村山 貴純
- 『飲み会で 飲んで運転したら ルール違反』
（蓮野小学校四年）佐藤 夕葵
- 『やさしさで ハンドルにぎる 思いやり』
（蓮野小学校二年）広木玖実依
- 『そこでストップ 一時停止 安全確認』
（聖籠中学校二年）阿部 千穂
- 『飲んだよね その一言が 事故防ぐ』
（聖籠中学校一年）若狭 好
- 『お酒のみ 運転したら 事故起きる』
（聖籠中学校一年）田村 将弘
- 『ルール無視 取った賞は ノーヘル賞』
（聖籠中学校三年）高橋 辰吾
- 『止まりなせ あんたの命は ひとつだけ』
（聖籠中学校三年）高橋 恵美
- 『さいしょから ルール守って 事故防止』
（聖籠中学校二年）金田 美里
- 『ゼツタイと 思うところも 危険箇所』
（山三賀）新保 勇
- 『ほら危ない 一時停止は 確実に』
（山舘防山）高橋 一子
- 『交差点 ゆずる気持ちで 左右』
（本舘防山）渡辺 利晴
- 『家族の笑顔は あなたの 安全運転から』
（山三賀）斎藤 貞二
- 『シートベルト それがあなたの 命綱』
（藤寄）本田 ヨセ
- 『横断歩道は 家族の笑顔を 守る道』
（丸湯）吉井 義民
- 『まあ一杯 断る勇気を持っ心』
（日本シイエムケイニイガタ株）細貝 靖弘
- 『子供おんぶして チャイルドシート 何のため』
（新日本石油ガス株）奥村 則之
- 『アルコール ハンドル握れば 悪魔の水』
（南北聖電気）渡辺 育博

大会宣言

「快適で安らぎのある生活、交通事故のない明るい聖籠町」これは、私たち町民すべての願いです。

この願いを実現するためには、町民など一人ひとりが地域社会の一員として責任を自覚し、車社会にふさわしい交通マナーの向上と、ゆとりのある運転の履行、自分の身は自分で守り、他人を思いやる心を持って交通事故防止と交通違反防止に努めることが必要です。

今年度成人の仲間入りをした私たちは、この推進大会の意義を深く心に刻み、「安全で安心できる暮らしの実現」をめざして、次のことを全町民とともに強力に推進することを誓います。

- 一、交通死亡事故の撲滅
- 一、子どもと高齢者の交通事故防止
- 一、飲酒運転、暴走運転の追放
- 一、チャイルドシートとシートベルトの正しい着用の推進

以上、宣言します。

平成十四年九月十六日

飲酒運転追放・交通死亡事故抑止推進大会



▲大会宣言を行った飯田英之さん（別巻）、桜井理江さん（大夫妻巻）



町の交通事故発生状況

年	区分	9 月			1月～9月（累計）		
		発生件数	死者数	傷 者	発生件数	死者数	傷 者
平成14年		11	0	14	102	3	136
平成13年		8	0	8	89	3	117
増 減		+3	0	+6	+13	0	+19

交通安全を願う旗が無残な姿に

交通事故防止と交通安全を啓発するのぼり旗が、無残に切り裂かれ、折られました。

町民みなさんの安全確保のために設置されたのぼり旗。このようなことは絶対しないようにお願いします。



ハガキ募集

次のテーマと要項により、ハガキ（手紙も可）を募集します。

●聖籠の風

町の業務や行事、あるいは地域や学校でのことなど、日々の生活の中で感じたことをお寄せください。（良かったこと、又良くなかったこと）

子どもたちの意見も大歓迎です。600字以内でお書きください。

●イラスト自慢大募集

絵を書くのが大好きな子どもたち自慢のイラストをハガキの裏に書いてどんどん送ってください。（黒一色でハッキリと書いてください）

●『町政ポスト』Q&A

町政への積極的なご意見、ご提案など（聖籠町の将来像、私はこう考える…）を、町民の皆様から寄せていただくために設けられたハガキによる広聴制度です。町長が目を通し、担当課で回答いたします。よりよい町づくりのために、あなたのご意見をお寄せください。

■応募方法■

○町政ポスト用のハガキでお寄せください。（切手を貼らずに投函できます）なお、このハガキは

- ①役場一階の総合案内
- ②診療所の窓口
- ③町民会館の窓口
- ④図書館のカウンター

の4か所に設置してあります。どんどんお寄せください。

○なお、氏名・住所・電話番号の記載のないものは掲載いたしませんので、必ずご記入ください。（匿名希望、ペンネーム希望と書いてくだされば名前は掲載しません）※なお、投稿原稿の趣旨を変えずに削ったり直したりする場合がありますので、ご了承ください。

○採用された方には、図書券を差し上げます。



☆T. S☆・14歳



いちご♡・14歳



ラブ・ボディ〜・12歳



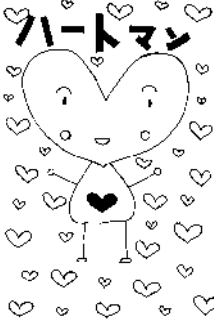
フーセン・12歳



LOVE♡・15歳



あなたはどっち・16歳



ドラえもん・15歳



GARNET・13歳



ひまわり・14歳



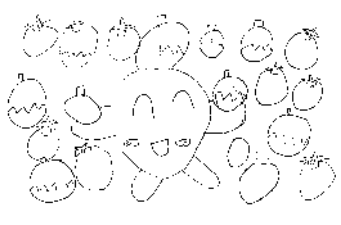
ながしまゆうなさん・6歳



白桃・13歳



猫・16歳



いからしゆうたさん・7歳



大スキ♡・13歳



ドラドラ・10歳



バンビ・11歳



『標準営業約款制度Sマーク』をご存知ですか！』



厚生労働大臣認可

詳しくは(財)新潟県生活衛生営業指導センター（☎025-283-5900）までお問い合わせください。

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、技術・衛生・安全を約束する信頼できるお店です。

平成14年10月
明るい選挙推進運動
50周年記念月間

大切な一票
未来のために
きれいに正しく
大切に使いましょう



町の宝
で〜す

9月の乳児健診から



吉川 聖人くん
H14. 5.28生



チョードリー オメハリムちゃん
H14. 5.11生



伊藤 陽斗くん
H14. 5.23生



川崎 璃仁くん
H14. 5.30生



森川 理子ちゃん
H14. 5. 4生



外山 麗美ちゃん
H14. 5.18生



加藤 航太くん
H14. 5.15生



高橋 千夢ちゃん
H14. 5.18生



神田 瑛之介くん
H14. 5. 7生



若林 祐哉くん
H14. 5.27生

元気に育ってね！

このコーナーの写真は保健福祉センターで行われる乳児健診の会場で撮影を行っています。

●このコーナーでは、町民の皆さんの思い出（自慢）の写真・絵画などの作品（ほのぼのとした作品大歓迎です。）をご紹介します。子どもからお年寄りまで、どなたでもOKです。掲載を希望される方は、気軽に広報係までご連絡ください。問い合わせは役場総務課広報広聴係 ☎27-2111内線216まで。



黒 軍



赤 軍



黄 軍

汗が涙に変わる瞬間^{とき}
聖籠中学校 体育祭 デコレーション



緑 軍



青 軍